

藤沢市医師会休日夜間急病診療所における麻疹対応マニュアル（第4版）

1. 本マニュアルの目的

本診療所における麻疹の院内感染リスクの可能な限りの軽減および診療所内で麻疹患者が確定された場合の事後フローについて記載する。

2. 麻疹が疑われる患者への初期対応

麻疹の初期（カタル期）においては、発疹は認めず発熱、上気道炎症状（咳嗽、鼻汁、咽頭痛等）、結膜炎症状（結膜の充血や目脂）がメインで感冒との鑑別が困難である。

休日夜間急病診療所においては大部分の受診患者が発熱を呈していることより発熱患者すべてを麻疹疑いとして空間的分離（院外での診察）を行い対応する事は不可能である。

従って休日夜間急病診療所においては、空間的時的分離が必要となる患者とは下記に相当する患者と定義する。

以下の症状のいずれかがある患者：

- ・発熱
- ・カタル症状（上気道炎症状や結膜炎症状）
- ・発疹

かつ、21日以内に次のいずれかに該当する場合に分離対象とする：

- 1) 明らかな麻疹患者との接触歴がある
- 2) 海外渡航歴、または国内の麻疹発生地域への旅行歴がある
- 3) 人が多く集まる場所へ行ったことがある
(空港、映画館、コンサート会場、ショッピングモール等)

この定義に合致する患者については、診療所内には入れず、すべての対応を院外で行う事を原則とする。

患者申告で発熱や上気道炎症状、結膜炎症状を認めず発疹のみの患者についても、まずは院外のテント（南休診）、風除室（北休診）に誘導し看護師が先行する発熱や上気道炎症状の有無、結膜炎症状の有無、発疹の性状（例：痒みを伴う膨疹→蕁麻疹、痛みを伴う片側の水泡→帯状疱疹など）について確認を行い、担当医師に院内への案内が可能かどうかを上申する。

3. 麻疹を強く疑う場合検体採取

医師は上記の空間的・時間的分離が必要となる定義に合致した患者を院外の所定のスペースで問診し、海外渡航歴の有無、MR ワクチン接種歴、発疹がいつ・どこから出現したかまたその性状を診察し、麻疹を強く疑うと判断したときは行政検査を行うための検体を採取する。検体採取の詳細については医師会マニュアル参照の事。

休日夜間急病診療所においては血液、咽頭ぬぐい液を採取する。尿検体については採取スペースが無い場合スピッツを患者にお渡しし自宅にて採取後、ご家族等が休日診療所へ持参し回収を行うよう案内し、可能な限り検体採取に努める。

この時点で**麻疹疑い**として保健所に連絡し、届け出基準の3徴候について、発症から発疹の性状、カタル症状を報告し、市ホームページにある麻しん発生届、麻しん発生連絡票を記載し、電磁的届け出もしくはFAX送信にて、検査の依頼を行う。

採取した検体については冷蔵庫保存として翌日に保健所に集配して頂く。

患者には結果が判明するまでは公衆衛生上の感染拡大防止のために自宅待機にご協力して頂くことを説明する。また、感染症法に基づき、疑い段階でも保健所に届け出た事と陽性であった場合には後日、保健所より連絡があり保健所の指示に従う旨を説明する。

麻疹PCRの結果については判明次第、休日診療所担当役員（休診担当理事、担当副会長等）より患者に電話連絡する。

4. 医療従事者側の対応

麻疹疑い患者に対応する医療従事者は2回以上のワクチン接種歴がある者も空気感染対策としてN95マスクを必ず装着する。

小児の検体採取など飛沫を大量に浴びる可能性が高い時は標準予防策としてガウン、フェイスシールドを使用する。

また、麻疹疑い患者に直接対応する職員は2回以上のワクチン接種歴がある者もしくは十分な抗体価（EIA法16以上もしくはPA法256倍以上もしくは中和法8倍以上）を有する者とする。

5. 麻疹患者疑い患者を診察後の処方薬や会計について

上記の定義に合致した患者を診察した時は、薬局に連絡（北はこまよせ薬局、南は院内調剤）し、薬の受け渡しは院外のスペースで行う。

会計についても同様に院外で行う。

6. 麻疹が確定後の対応について

休日夜間急病診療所において、すべての対応が院外で行われていた場合、院内での接触者はいないので特別な事後対応は不要である。

院内で診療した患者が、後に麻疹患者であることが判明した場合、当該患者の入館時刻から退出後2時間までの間に診療所に入っていた者を接触者として抽出して連絡する。

接触者への連絡は医師会事務局が行う。主要な説明内容は麻疹の接触者になった事を保健所に連絡するので、詳細は保健所より連絡が行く旨を説明する。保健所からは、接触者に麻しんワクチン（MRワクチン等）接種歴の確認し、21日間の健康観察方法をご案内し、症状出現時には麻疹接触者である旨を事前に連絡してかかりつけ医療機関等を受診する旨の説明がなされる。

7. 緊急ワクチン接種について

休日夜間急病診療所内において麻疹接触者が確認された場合、接触者について緊急ワクチン接種の対象となる患者（最終接触より 72 時間以内）については、保健所が神奈川県麻しんワクチン緊急接種事業等を用いて接種勧奨を行う。

8. 院内診療中における麻疹疑い患者発生時の緊急措置

診察時に麻疹が疑われ、発生届作成の対象となる可能性がある場合は、院内感染防止のため以下の対応を速やかに行う。

- 1) 動線の分離 ※接触者を極力少なくするため、院外の所定スペースに速やかに分離する。
 - ・南休診の場合：外のテント内へ誘導する。
 - ・北休診の場合：正面入口の風除室内へ誘導する。

2) 受付業務の一時停止

患者が診察室から所定スペースへの移動が完了するまでは受付業務を一時停止する。

3) 待合患者への説明

待合室で待機している患者には以下の文書を配布する。

「本日、当診療所にはしか（麻しん）の疑いがある患者様が受診されました。そのため、院内の消毒など必要な対応を行ったうえで、現在は通常どおり診療を行っております。当該患者さまが退出された時間帯から 2 時間以内に受付へお越しになった方には、保健所から健康に関するご連絡が入ります。母子手帳等でご自身の麻しんワクチン接種歴等をご確認いただきまして、保健所から連絡があった際には、案内に沿ってご対応願います。ご心配なことがありましたら、どうぞお気軽に受付へお声がけください。」

- 4) 接触者リスト作成時の対象者抽出については、当該患者の入館時刻から退出後 2 時間までの間に診療所に入っていた者（付き添い者を含む）とする。

5) 環境消毒および換気

ウイルス付着が想定される箇所をアルコールで消毒する。可能な範囲で換気も行う。

6) 診療再開

感染拡大状況に応じて消毒および換気が完了した後、医師の判断により速やかに診療を再開する。

改正

1.令和 7 年 6 月 27 日

「3. 麻疹疑い患者への初期対応」中の麻疹疑い患者の定義について更新

2.令和 7 年 8 月 14 日

「2. 来院患者への説明、連絡先、来院および退出時刻の記録」について削除

「3. 麻疹疑い患者への初期対応」中の 3) を削除

3.令和 8 年 4 月 17 日

「2. 麻疹疑い患者への初期対応」を更新

「3. 麻疹疑い患者の診察および検体採取」を更新

「6. 麻疹が確定後の対応について」を更新

「7. 緊急ワクチン接種について」を更新

「8. 院内診療中における麻疹疑い患者発生時の緊急措置」を新設